

第4次松戸市障害者計画・第7期松戸市障害福祉計画・第3期松戸市障害児福祉計画（素案） パブリックコメント（意見募集）手続実施結果

1 意見募集期間 令和5年12月18日～令和6年1月17日

2 意見提出者数 6名

3 意見件数 42件

4 意見内容 下表のとおり

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
1	本編、概要版	-	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として、数値の表記が不十分である。分母・分子・単位・割合の4要素が揃わない数値では、目標の妥当性を判断できない。 ・パーセンテージに対しては、分母・分子・単位を表記すべき。 ・数値に対しては、全体の対象数（分母）とパーセンテージを表記すべき。 	分母数については、数値が都度変動することが予想されるため、全ての目標値において明記しておりません。	無
2	本編	-	障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます（R6.4.1）。市による相談窓口・支援など計画をつくる必要があると考えます。	本市では障害者差別解消に関する計画はございませんが、相談窓口は障害福祉課と松戸市障害者虐待防止・差別相談センターが担っており、差別解消の相談を受理次第、必要な支援を行っているところです。またR6.4.1から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることにつきましては、R5年度より事業者向けのチラシを新規で作成し、商工会議所や公共職業安定所への配布、パートナー講座においても市民の方へ周知を図っております。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
3	本編	-	松戸市障害者計画推進協議会委員名簿を見ると「障害者福祉に関する事業に従事する者」や「障害者団体」はありますが、障害の当事者はいません。障害者自身が主体的に関与し計画を進めることができます。	本協議会のさらなる活性化を推進するとともに、幅広い意見を取り入れて施策に反映させるなどの目的から、現行の協議会委員の選出にあたり、障害の当事者でも参画できるよう市民公募枠を設けました。次期選出にあたっても、誰もが関与できる会議体運営を目指して取り組んでまいります。	無
4	本編	2	・対象者の定義は明記されているが、対象者の人数が明記されていない。 ・確定の数値が出ている令和4年度末の人数（確定値）と、令和8年度末の人数（予想値）を明記すべき。	対象者の数値は121頁以降の資料編にて明記しています。	無
5	本編	9	共生への市民意識については、これまでの幼少期からの徹底した棲み分け対策を解消しなければ成し得ない事です。これだけ少子化しているにもかかわらず特別支援学級を設定して健常と判断した児童と隔離して育てて社会人として共生しましようは無知で無茶で無謀ではないでしょうか?お互いの特性や状況に理解がある訳が無いで すよね。 あと、高齢者施設も障害者施設も設置要件として、建物の一階に市民交流活動へのフリースペースの確保を義務付けては如何でしょう?マンションに公園が設置要件であるように出来たら一つのキッカケになるし交流スペースだけでなく、災害対策にもなるかと思います。	(特別支援学級での指導について) 貴重なご意見ありがとうございます。 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条件に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要になります。その実現のために、「交流および共同学習」で障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追及し相互理解を積極的に進めるとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに応える特別支援学級での指導を提供できるよう、幅広い特別支援教育の充実を目指してまいります。 (施設の設置要件について) 貴重なご意見ありがとうございます。 今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無

NO	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
6	本編	9	<p>ボランティア活動への参加について設問していますが、障害者にもボランティア活動の参加歴を聞いたんでしょうか？障害者は除外・排除した設問でしたか？そもそも、そう言う認識が、健常者・障害者の差別的な状況と言うものでは無いでしょうか？</p> <p>「バリアフリー」と言うのは一方通行ではありません。『貴方には貴方の、私には私の』出来るボランティア活動があるのです。障害者はボランティア活動をしているはずない、出来る訳ないと言う偏見が真のバリアフリーを阻害しています。『今は健常者とみなされているだけの私だ』と言う自覚を全ての人が持てる社会の醸成を願っています。</p>	<p>同時期に実施した障害者・児に向けたアンケート調査において、ボランティア等の社会参加状況について設問を設定しています。</p>	無
7	本編	11	<p>第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援について。施策項目が4項目あり、全て支援が必要な子どもの療育や教育をするうえで重要です。</p> <p>「特別支援教育の充実」や「医療的ケア児等の支援体制の整備」は数字だけで判断するのではなく実態把握が必要です。教員不足や看護師不足の課題を解決しなければ市民ニーズに応えることができないからです。</p> <p>提案としては教員不足解消のために市単での採用を検討するのはどうでしょうか。医療的ケア児に関しては看護師の募集をしても集まらない課題があり、看護師が一人でケアする事の不安や技術不足により、勤務する事への精神的な負担があると聞いたことがあります。そのために看護師がいつでも相談でき孤独を感じない支援体制や定期的な研修の強化が重要であると考えます。関係課と連携して進めて下さい。</p>	<p>(特別支援教育の充実について) 貴重なご意見ありがとうございます。 市民のニーズや学校施設の状況に応じた学級の設置とともに、児童生徒の実態に応じた特別支援教育を充実させられるよう、限られた予算を活かし特別支援教育補助教員、補助員を各校に派遣しております。また、すべての教職員が特別支援教育の視点を持ち日々の教育活動を充実させられるよう研修の機会も確保し、今後も特別支援教育を推進してまいります。</p> <p>(看護師について) 医療的ケア児については、喀痰吸引等研修費補助金や医師による巡回指導を通じて支援を実施しているところです。引き続き、医療的ケア児の支援のための連携推進会議等の場を活用しながら、適切な支援方法を検討してまいります。 また、市内小中学校においても、研修の機会やバックアップの体制を整備する等、実施体制について隨時見直し支援体制をととのえてまいります。</p>	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
8	本編	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートファイルの対象者数は1,500人程度と推測される。 ・その状況で認知率が50%未満、利用率15%未満と低い。 ・対象者数と認知率・利用率を考えた場合、冊子を印刷して全戸配布（郵送）しても良いのではないか？ 	<p>ライフサポートファイルは、障害福祉課の窓口や関係部署、関係機関において適宜配布しており、松戸市HPでもダウンロードいただけます。</p> <p>今後も引き続き、ライフサポートファイルをよりたくさんの方に活用いただけるよう取り組んでまいります。</p>	無
9	本編	18	<p>「外出先の建物などの設備が不便」とあります。高齢者や障害者がオムツ替えをする時に使用するバリアフリートイレ内にあるユニバーサルシートの設置は、市民の社会参加を促すためにも必要です。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>市のホームページに「ユニバーサルシート設置施設一覧」を掲載し、本市が管理する公共施設への設置状況について周知を図っており、利用者の利便性向上に努めています。</p> <p>また、ユニバーサルシートを必要とする方々が安心して外出することが出来るよう、設置の必要性につきましては、引き続き庁内で呼びかけを行い、ユニバーサルシートの普及に努めてまいります。</p>	無
10	本編	25	<p>(1) 地域活動における交流の促進 具体的な取組みNo.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所での福祉バザーの開催頻度を増やしてはどうか？ 	<p>令和5年度より開催回数を試験的に増やして実施しています。今後、参加する事業所の意向等を鑑み適切な開催回数について検討してまいります。</p>	無
11	本編	26	<p>(2) 心のバリアフリーの醸成 具体的な取組みNo.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒には1人1台のタブレットが配布されているので、リーフレットや冊子のような紙媒体の配布ではなく、電子コンテンツを充実させるべきではないか？ 	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご質問いただいたリーフレットは、県教育委員会作成のもので教員向けとなっております。なお、リーフレットについては県ホームページからダウンロードできるようになっております。表記についてはわかりやすいよう修正いたします。</p>	有

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
12	本編	26	(2) 心のバリアフリーの醸成 具体的な取組みNo.2 ・児童生徒には1人1台のタブレットが配布されているので、リーフレットや冊子のような紙媒体の配布ではなく、電子コンテンツを充実させるべきではないか？	心のバリアフリー冊子については、松戸市ホームページ上で公開しており、ダウンロードできるようになっております。	無
13	本編	26	(各学校における人権・福祉教育の充実について) 金ヶ作中学校では県立つくし擁護学校の生徒と、相互行き来し、ふれあいの機会を設けている。このような教育を水平展開すべきだと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 人権・福祉教育はその重要性から、どの学校でも授業内外で日常的に行なうことが多くなっております。福祉施設を含む地域でのバザーの手伝いや文化祭の参加、知的障害特別支援学級在籍の中学生による市役所通路でのバザー開催など様々な取り組みも、相互理解への積み重ねと私たちも考えております。	無
14	本編	29	障害者週間は障害者と市民が触れ合う事を目的としています。私も来場者として参加しました。イベントやブースがあり楽しい時間を過ごすことができました。ただ、来場者はもともと障害者の家族や関係者が多いのでは、と感じました。それは来場者とイベントやブースのスタッフが親しげに会話をしていたことを多く見かけたからです。もちろん、問題があるという事ではないのですが、障害者週間は「理解促進を図る」ことを目的の一つとしています。来場者の多くが当事者の関係者ならばもともと理解があると推察されます。であれば、事業の目的を果たしているとは言えず、開催内容等の改善が求められます。例えば、来場者の構成を変えるために新しい団体を参加してもらうことも必要です。	貴重なご意見ありがとうございます。 障害者週間を記念して毎年度実施している「ふれあいフェスティバル」においては、今年度より学生ボランティアの受け入れを4年ぶりに実施する等、より良いイベントのあり方を実施団体とともに検討を重ねています。 引き続き、法の理念に基づき当事業を推進してまいります。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
15	本編	30	実際には福祉センターをなかなか予約することができない。予約できたとしても車庫まで引取りにいかなければならぬ。これらのことから利便性を向上させる計画をたてるべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 引き続き、社会福祉協議会と連携の上、必要な支援に努めてまいります。	無
16	本編	31	「第1節3 権利擁護体制の推進」について 現在、成年後見制度利用者の7割以上が65歳以上の高齢者となっています。成年後見制度の普及啓発を行うのであれば、障害の分野のみで行うのではなく介護の方の地域包括支援センターと連携した方が、コストパフォーマンスが良くなるかと思われます。	貴重なご意見ありがとうございます。 成年後見制度の普及啓発につきましては、介護分野の担当課である地域包括ケア推進課とともに、「地域巡回講演会・個別相談会」実施しております。また、支援者向け講演会についても同様に実施し、専門職への普及啓発もあわせて実施しております。引き続き、関係課で連携し、制度の普及啓発に努めてまいります。	無
17	本編	35	障害の早期療育につなげるために「5歳児」の検診が必要であると考えます。	5歳児健康診査の実施については、国の令和5年度補正予算成立を受け、他市の情報収集等を行い、現在検討中です。	無
18	本編	37	(1) 保健指導の継続的な実施 具体的な取組みNo.1、No.5 ・対象者を考えれば、紙媒体よりも電子媒体のほうが効果的であると思われるが、情報提供の媒体は何を想定しているのか？	ママパパ学級と赤ちゃん教室、ともに開催当日には紙媒体およびパワーポイント等を活用していますが、併せてそれぞれのホームページ上での情報提供にも取り組んでいます。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
19	本編	40	(1) 子どもの自立に向けた支援 具体的な取組みNo.1 ・ガイドブックという紙媒体を配るのではなく、電子コンテンツを前提にするべきではないか？	様々な方が適切に情報取得できるよう、電子コンテンツ及び紙媒体による情報提供を行っています。	無
20	本編	42	(3) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実 具体的な取組みNo.1 ・将来的にはライフサポートファイルのアプリ化が想定されるが、規格の統一や財政的支援を国、県に働きかけるべきではないか？	貴重なご意見ありがとうございます。 今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無
21	本編	42	(具体的行動に追記) 横浜市では障害に関わる動画を作成し、市民への理解をが深まるようにしています。本市でも具体的行動として動画作成を盛り込むべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無
22	本編	42	ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実に「具体的な行動」とあります。その中に「療育体制の整備や子ども発達センターの充実」がありますが、療育を優先するがために他の子どもとの接点が減少することが懸念されます。共生社会の実現には相互の理解が必要であり、そのために交流する機会を意識的に増やす必要があります。	貴重なご意見ありがとうございます。 現在、こども発達センター通園部の子どもが、保育所との集団保育を経験する機会を設ける事業や、保育所等訪問支援事業を実施しています。引き続き当事業等を通じて、交流機会の創出を実施して参ります。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
23	本編	44	(小学校施設整備事業、中学校施設整備事業について) EVの設置を計画に盛り込むべきと考えます。 またバリアフリーの文言も追記すべきと考えます。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p> <p>学校施設整備につきましては、松戸市学校施設長寿命化・再整備計画（第Ⅰ期）において、エレベーター設置を含めたバリアフリーの整備基準を定めており、それに基づき施設整備を進めてまいります。</p>	無
24	本編	50	<p>高齢期の移行については、障がいサービスは介護保険サービスより惠まれており65歳でのサービス移行期に行政側の分断・連携不足で、多大な理解不足・サービスの戸惑いを与える現状があります。</p> <p>例えば55歳時点で障がいサービスを利用している方には、10年後の介護保険サービスの内容を案内して、『湯水の様に社会参加へのサポートを受ける現状は10年後迄に代替えもしくは縮小する様に調整・覚悟が必要だ』と言う現実を説明する義務があるのでは無いでしょうか？</p> <p>この項目については、そもそも、指針も具体策も掲載が無くて、どう言う計画案なのか、必要性は認識して記載されていても、それでどうするのかアクションプランが無いように見えます。もしそうなら、この項目は掲載すべきでは無いのではと愚考します。</p> <p>現実問題として、介護保険サービスを受ける為のケアマネジャー・介護ヘルパーは絶滅危惧されている状況であり、取手市では介護認定を受けたが担当してくれるケアマネが見つからず、100名がサービス受けられないケアマネ難民状況が、生じたそうです。</p> <p>そんなケアマネ不足の中、障がいサービスとの違いを65歳で介護認定を受けて結果をいきなり説明させられるケアマネジャーの負担は半端ない状況です。既得権益を失う障害者からの糾弾を何故介護保険制度下で働くかざるを得ないケアマネジャーが一身に引き受け割を喰わないとならないのでしょうか。引き受け手も福祉サービスを介護保険で初めて使う利用者対応より、成り手が渋くて当然ではないでしょうか？</p> <p>本音としては、おそらく障害者當人だって、今までお世話になってきた担当の障がい支援相談員がケアマネ資格も取得して対応して欲しいのではないかでしょうか？そうした65歳問題についての説明を行政側が課を跨いで協働連携してくださったら、より心強いと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>制度切り替えの際は、様々な問題が生じ得ますが、65歳到達の際のサービス切り替えのタイミングの際も、ご本人そのご家族、支援機関の関係職員の戸惑いは大きいものと認識しております。</p> <p>市としても、その戸惑い等を受け止め、関係部署等で適宜連携しつつ、施策の方向性を検討してまいりたいと思います。</p>	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
25	本編	50	<p>5. 高齢期における切れ目のない円滑な支援</p> <p>障がい福祉サービスを受給していた人が、65歳になった時、厚労省は「本人の承諾なしに介護サービスにはできない」といいますが、松戸市では高齢者支援課・介護保険課などから介護保険を受けるように促されています。</p> <p>介護サービスで足りないサービスを障がい者サービスが引き続き受けられるよう周知し、障がい者サービスが受けられるようにすべきです。</p> <p>その人にとって必要なサービスを制度によって抑制することがあってはならない。</p> <p>自治体によって受けられるサービスに違いがないように、自治体まかせにしないよう国要望を出すことを求めます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
26	本編	50	<p>「第2節 5 高齢期における切れ目のない円滑な支援」について</p> <p>新高額障害福祉サービス等給付費について、要件を見るとかなり狭く作られているが、利用人数は如何程でしょうかまた、障害福祉サービスから介護保険に移行するのは全部で以下の3パターンが考えられます、3) の65歳での移行のみが対象であり1) と2) は対象外です。該当者は滅多にいないかと思われますが、だからこそ（滅多にいない人はセーフティーネットの網から漏れやすいので）松戸市独自でフォローしていただけるとありがたいです。</p> <p>1) 40歳未満で特定疾病に該当しているが年齢の問題で障害福祉サービスを利用している人が40歳で介護保険に移行 2) 65歳未満で障害福祉サービスを利用している人が特定疾病に罹患したために介護保険に移行 3) 65歳未満で障害福祉サービスを利用している人が65歳になり介護保険に移行</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>新高額障害福祉サービス等給付費の対象者は、取扱う年度によって異なりますが、平均すると6名程度です。</p> <p>松戸市の独自施策に関するご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無
27	本編	56	<p>(スポーツ振興について)</p> <p>カヌーのみならず他のスポーツも検討し、計画に盛り込むべきと考えます。</p>	<p>令和5年度より、生涯×パラスポーツの体験会を実施予定（令和6年2月11日）であり、今後も継続していく方向ですすめてまいります。</p>	有

NO	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
28	本編	57	学校卒業から65歳未満（就労継続B型対象者）の方の日中の居場所が少なく、ご自宅で過ごすことしかできないのが現状です。居場所の拡充が必要であると考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 障害者の社会参加の推進は本計画の中においても問題意識として提起しており、引き続き障害者の生きがいをもった社会参加の促進を推進してまいります。	無
29	本編	61	「第4節 1 障害の原因となる傷病の予防と治療」について 令和5年7月より、松戸市も『若年がん患者在宅療養支援事業』が開始されました。介護保険が受けられない40歳未満の若年がん患者に対するものです。介護保険対象ではないので以前なら障害福祉サービスで対応すべきものでしたが、介護保険と同等のサービスを利用できるようになりました。 現在、健康推進課が担当部署となっていましたが、末期がん患者は40歳になると介護保険に移行しますので、介護保険の担当部署とも連携して、『若年がん患者在宅療養支援事業』をもっと周知していただけたらと思います。	介護保険課と協議の上、介護保険指定事業者への周知も行っております。もし、利用を希望する対象者から、事業者へ相談や問い合わせがあった場合は、健康推進課への問い合わせも同時に促していただけるよう依頼しております。今後も、『若年がん患者在宅療養支援事業』を利用され、かつ満40歳を迎えようとしている方につきましては、介護保険担当部署と連携し、同等の制度を円滑に利用できるよう努めます。 尚、制度開始に先立ち、市内や近隣のがん診療連携拠点病院をはじめ、様々な関係機関に周知を行いました。	無
30	本編	61-62	障害特性により食欲をコントロールできず、生活習慣病になる確率が高いと言われています。障害に特化した健康の維持・増進のために研修等を行うべきです。	身体機能障害の方、知的障害の方等、障害の特性に配慮し、個人によっては現在行われている治療を優先する必要がある方もいるため、個別での相談を隨時行っています。 また健康推進課では障害者等の施設からの依頼による健康教育にも対応しております。	無

NO	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
31	本編	64	<p>「第4節2 障害福祉サービスの充実」について 令和4年、大学病院で予後不良（早ければ1ヶ月程度、遅くとも数ヶ月で死に至る）の難病の診断を受けた方（65歳未満）が、最期は自宅で過ごしたいとの意向があり、在宅生活のため障害福祉サービスの申請をしようとしたところ「結果が出ることには死んでいるかもしれないから」と千葉県内某市の障害課から申請を断られた、という事例がありました。</p> <p>法律上、介護保険なら申請した日から介護保険を利用することができますが、障害福祉サービスではそうはいきません。65歳未満は特定疾病に該当していないと介護保険を利用することはできませんし、特定疾病に該当していてもそもそも40歳未満は介護保険を利用できません。誰も病気になりたくてなる人はいないのに、年齢が障壁となって65歳の前後で対応に差が出る（特定疾病の方なら40歳の前後）。まさに制度の狭間です。悲しい限りです。</p> <p>40歳未満のがん患者については、松戸市では令和5年7月より若年がん患者在宅療養支援事業が開始されました。それ以前については当該事例と同じ理由で断られていた可能性もあります。一般的な障害福祉サービスとは系統が異なるのかもしれません。松戸市においては「介護保険では対応できない」かつ「予後不良で死期が迫っている」方には若年がん患者在宅療養支援事業のような対応をするのは可能でしょうか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
32	本編	66	地域生活支援拠点について。重度障害にも対応できる専門性を有する職員の育成とあり期待しています。障害者入所施設が廃止となり地域で生活する障害者は増加傾向です。令和4年度重度障害者の共同生活援助は82人で令和8年の見込みは221人となっており、更にニーズの高まりが推察されます。必要とされる医療的ケアについては、令和2年度調査で「吸引」62%、「人口呼吸器」・「在宅酸素」が48.%、「気管切開」が42.%であり「吸引」が最も高く、技術が必要なので長期的に取り組み事が重要です。	貴重なご意見ありがとうございます。 引き続き、基幹相談支援センター及び地域の事業所と連携し、各機能の整備に努めてまいります。	無
33	本編	69	(手帳による割引制度について) デジタル障害者手帳によって利便性をあげ、その活用を計画に盛り込むべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。 デジタル障害者手帳（ミライロID）を用いた利便性の向上につきましては、すでに市内公共施設での導入が進んでいる状況です。公共施設での導入以外で、市としてどのような活用ができるか、調査・研究してまいります。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
34	本編	69	(公共施設の減免・割引制度について) スポーツ施設やプラネタリウムなど、公共施設の減免・割引を計画にいれるべきと考えます。	全ての事項について計画に明記することは難しいものと考 えていますが、69頁（2）助成・割引制度の活用支援「手帳による減免・割引制度の案内」にある通り、活用できるサービスについて引き続き丁寧に案内して参ります。	無
35	本編	74	3項目から1項目増やし、4として「音声コードの拡充」を入れるべきと考えます。	貴重なご意見ありがとうございます。 現在、音声コードの拡充については市職員向け文書説明会を中心として、全庁への周知・利活用の促進を行っております。 つきましては計画素案本編33頁記載の事業名称「市職員向け文書説明会」における内容と重複する内容と考えられますが、引き続き音声コードの拡充の施策検討の参考とさせていただきます。	無
36	本編	76	(3) 手話言語条例の普及啓発 具体的な取組みNo.1、No.3 ・事業を統合して、YouTubeでの手話講座を実施する方が効果的ではないか？	貴重なご意見ありがとうございます。 今後の施策検討の参考とさせていただきます。現在、No1.手話言語条例普及啓発事業の中には、チラシ等の紙媒体の配布に加え各種手話講習会等のオフライン講座の実施による広報活動を含むものとなりますので、現時点ではyoutubeでの動画配信とは切り分けて考えております。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
37	本編	83	(2) 災害時における情報伝達の確実性の向上 ・対象者にとってメールは適切な手段となり得るか検討が必要ではないか？	松戸市安全安心メールでの情報伝達のほか、火災などの情報は、本年12月1日から松戸市消防局公式X（旧Twitter）での配信を開始しております。 今後も対象者にとって適切な情報伝達手段の検討を継続してまいります。	無
38	本編	83	(3) 防犯対策の推進 具体的な取組みNo.1 ・対象者にとってメールは適切な手段となり得るか検討が必要ではないか？	貴重なご意見ありがとうございます。 安全安心メールでの情報伝達のほか、緊急の場合はHPやヤフーの情報発信ツールを活用して、メール登録者だけでなく、情報配信を行っております。 今後も対象者にとって適切な情報伝達手段の検討を継続してまいります。	無
39	本編	83	具体的な行動に「避難支援を整備」とあります。この中に「避難所までの移動手段」を明確にしてください。避難所まで移動できなければ意味がないですし、一人で移動できない人にとっては、命にかかる問題です。関係課と連携して取り組んでください。	貴重なご意見ありがとうございます。 現在、個別避難計画の作成の検討を進めているところでございます。今後、ご指摘の内容についても当計画の検討過程において議論を進めていければと考えております。	無

N0	区分	該当頁	ご意見の内容	市の考え方	修正有無
40	本編	96	<p>第5章 第7期松戸市障害福祉計画／第3期松戸市障害児福祉計画</p> <p>「3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保の方策 (1) 訪問系サービス」について</p> <p>現状と課題で、居宅介護のサービス見込量が今後増えていく見込とされていますが、一方で現状でも受け入れができない居宅介護事業所が多くあるとも書かれています。需要があるても供給が追いついていないのではないかでしょうか？障害だけでなく介護の業界でもヘルパー不足が起こっています。人員確保のためにも保育士の「松戸手当」のようなものがあるといいかと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の行政サービス支援については、指定特定相談支援事業所において特に必要性が高いことが障害者計画推進協議会にて議論されました。このことから、64頁記載の通り、新規施策として「指定特定相談支援事業者支援事業」を新たに盛り込んでいるところでございます。</p> <p>障害福祉サービスの需要量については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年と異なる数値の動きを示しているところでございますが、引き続き次期計画に向け、必要サービスの供給量、それに伴っての行政支援策の検討に努めてまいります。</p>	無
41	本編	104	<p>「3 障害福祉サービスの利用実績と課題、見込量及びその確保の方策 (5) 相談支援事業」について</p> <p>現状と課題で、令和4年度末での未計画策定率68.3%となつております。3人に1人しか計画がないということです。また、相談支援専門員の数が令和4年度末での相談員数78人、常勤換算で36.1人とされています。（単純計算ですが）ならずと相談員1人につき週19時間未満です。魅力がない仕事なのか、魅力を帳消しにするほど賃金が少ないのかわかりませんが、「相談支援専門員の配置にかかる費用の一部を補助する制度を検討する」では松戸市が本気で人を増やそうという気概が感じられません。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の行政サービス支援については、指定特定相談支援事業所において特に必要性が高いことが障害者計画推進協議会にて議論されました。このことから、64頁記載の通り、新規施策として「指定特定相談支援事業者支援事業」を新たに盛り込んでいるところでございます。</p> <p>施策の進捗管理については、次年度以降、障害者計画推進協議会において適切に実施してまいります。</p>	無
42	本編	120	<p>PDCAサイクルを掲げているにも関わらず、計画の中に定量的な目標が掲げられているものが少ない。</p>	<p>重要な施策については定量的な指標値を掲げており、その他施策についても計画期間中の施策の方向性を明記しています。</p> <p>本件については次年度以降、障害者計画推進協議会において施策進行管理に努めてまいります。</p>	無